

会 社 名 平和紙業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 清家 義雄  
(コード 9929 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役管理統括本部長 和田 学  
(Tel 03-3206-8501)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年6月25日開催予定の当社第93期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1 定款変更の目的

- (1) 当社は、2026年3月12日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすること等により、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2026年6月25日開催予定の当社第93期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 自然災害や感染症などの不測の事態等を踏まえた柔軟な株主総会運営を図るため、現行定款第12条第2項を削除するものであります。
- (3) 取締役として適切な人材を確保するとともに、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、および当社と業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、変更案第28条（取締役の責任免除）を新設するものであります。なお、当該規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 資本政策及び配当政策を機動的に遂行することを可能とするため、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができるよう、変更案第34条を新設するとともに、変更案第34条の一部と内容が重複する現行定款第7条を削除するものであります。

(5) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

## 2 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

## 3 日程

定款変更のための株主総会開催予定日                      2026年6月25日(木)

定款変更の効力発生予定日                                      2026年6月25日(木)

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査役</u></li> <li>3. <u>監査役会</u></li> <li>4. 会計監査人</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査等委員会</u> (削除)</li> <li>3. <u>会計監査人</u></li> </ol>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
<u>(自己の株式の取得)</u>	(削除)
第7条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>	
第8条～第11条 (条文省略)	第7条～第10条 (現行どおり)
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
(株主総会の招集)	(株主総会の招集)
第12条 (条文省略)	第11条 (現行どおり)
<ol style="list-style-type: none"> <li>2. <u>株主総会は、本店の所在地もしくはこれに隣接する地、または東京都区内に招集する。</u></li> </ol>	(削除)
第13条～第18条 (条文省略)	第12条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員数)	(員数)
第19条 当社の取締役は、13名以内とする。	第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、13名以内とする。
(新設)	<ol style="list-style-type: none"> <li>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></li> </ol>

現行定款	変更案
<p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、前項の定めにかかわらず、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第 329 条第 3 項の規定により選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(相談役)</p> <p>第 28 条 取締役会の決議により、相談役を若干名置くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 25 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、<u>同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p align="center"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>(員数)</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>第29条 当社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	
<p><u>(選任方法)</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>第30条 監査役は、株主総会の決議により選任する。</u></p>	
<p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(補欠監査役の選任)</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>第31条 当社は、法令または本定款に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者(以下「補欠監査役」という。)をあらかじめ選任することができる。</u></p>	
<p><u>2. 補欠監査役の選任方法は、第30条第2項を準用する。</u></p>	
<p><u>3. 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	
<p><u>(任期)</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>3. 前条第1項の定めにより予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	

現行定款	変更案
<p>(監査役会の招集通知)  <u>第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日  前までに各監査役に対して発する。た  だし、緊急の必要があるときは、この  期間を短縮することができる。</u>  2. <u>監査役全員の同意があるときは、招  集の手続きを経ないで監査役会を開催  することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の決議方法)  <u>第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定  めある場合を除き、監査役の過半数を  もって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会規程)  <u>第 36 条 監査役会に関する事項は、法令また  は本定款のほか、監査役会において定  める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(報酬等)  <u>第 37 条 監査役の報酬、その他の職務執行の  対価として当会社から受ける財産上の  利益は、株主総会の決議によって定め  る。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員)  <u>第 29 条 監査等委員会は、その決議によって  常勤の監査等委員を選定することがで  きる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)  <u>第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の  3 日前までに各監査等委員に対して発  する。ただし、緊急の必要があるとき  は、この期間を短縮することができる。  2. <u>監査等委員の全員の同意があるとき  は、招集の手続きを経ないで監査等委  員会を開催することができる。</u></u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の決議方法)  <u>第 31 条 監査等委員会の決議は、議決に加わ  ることができる監査等委員の過半数が  出席し、出席した監査等委員の過半数  をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第<u>38</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(剰余金配当の基準日)</p> <p>第<u>39</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>(中間配当の基準日)</p> <p>第<u>40</u>条 当社は、取締役会の決議によつて、<u>毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</u></p> <p>第<u>41</u>条 (条文省略)</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第<u>32</u>条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第<u>33</u>条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第<u>34</u>条 <u>当社は、剰余金の中間配当・期末配当、自己株式の取得等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金配当の基準日)</p> <p>第<u>35</u>条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第<u>36</u>条 (現行どおり)</p>